

税のお知らせ

3月の納税等

国民健康保険税／第6期
後期高齢者医療保険料／第6期
介護保険料／第6期
農業集落排水処理
施設使用料／第6期
保育料／3月分
納期限／3月31日(金)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車の譲渡・廃車などの手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（売主が所有権を保留している場合は、買主である使用者）に課税されます。
所有している軽自動車を売却や住所などを変更したときは、必ず役場・運輸支局・軽自動車協会で手続きを行ってください。

この手続きを行わないと、いつまでも課税されてしまいます。また、納税通知書が現所有者へ届かない原因となります。
手続きを車屋さん等に依頼される場合、3月31日までに確実に手続きしてもらうように確認

をしてください。手続きの遅れにより税額が発生した場合でも、課税を取り消すことはできません。また、口座振替をご契約の場合、特定の車両のみ口座振替を停止することはできません。

●問合せ先 総務部税務課

軽自動車などの廃車、名義変更、住所変更の手続きをお忘れなく

軽自動車等を譲渡、または盗難などで現に所有していない場合でも、廃車・名義変更などの手続きが済んでいないと、次年度以降も税金を納めていただくこととなります。

廃車・名義変更などの手続きは4月1日までにお願いいたします。軽自動車税は普通自動車税と異なり月割制度がありません。よって、4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でも、その年度の軽自動車税は全額課税されます。

手続きが遅れたために「納税通知書が送付された」、または「届かなかった」などのトラブルを防止するためにも、できるだけ本人が直接手続きをしてください。他の人に依頼した場合には、いつ手続きをされたか、必ず確認してください。

また、口座振替をご契約の方で、4月1日前後に軽自動車等を売却し、今年度の軽自動車税を買主に支払ってもらうための理由で、1台分の口座振替停止を依頼される場合がありますが、そのような対応は致しかねますので、ご了承ください。また、1年分のみ軽自動車税を現金払いにしたい場合は、その年の3月末以前に、口座を廃止する旨の振替依頼書を提出していただき、4月以降に口座振替依頼書を再提出していただくように、お願いいたします。口頭でのご依頼は受け付けかねますので、ご了承ください。

●問合せ先 総務部税務課

軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっております。

このため、名義変更及び廃車の届出は出来る限り3月中旬頃までに済ませていただくようお願いいたします。

●問合せ先

軽自動車検査協会
愛知主管事務所
☎050-3816-1770

ホームページ
<http://www.keikenkyo.or.jp>

自動車の名義変更・住所変更・廃車などの手続きについて

普通自動車・125ccを超えるオートバイの登録等の手続きは毎年、年度末の3月に窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

このため、早めに手続きされますようお願いいたします。

●問合せ先

愛知運輸支局 登録担当
☎050-5540-2046

警察からのお知らせ けいさつだより

飛島村内犯罪状況 (29年1月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
1月	0	1	0	0	0
1月	0	1	0	0	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
1月	0	0	0	0	2
1月	0	0	0	0	2
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
1月	0	0	0	1	
1月	0	0	0	1	